

1 開催日時等

- (1) 日時：令和5年11月9日（木）午後2時00分～午後3時40分
- (2) 場所：郡山市役所西庁舎3階 多目的ホール1、2

2 出席者

(1) 委員

- 佐野 孝治 （福島大学副学長）【委員長】
- 伊藤 江梨 （伊藤江梨税理士事務所 税理士）
- 吉津 健三 （きつ法律事務所 弁護士）
- 前田 隆 （国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）

(2) 事務局及び発注所属

・市事務局

財務部長、財務部次長兼契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課契約管理係主任、同課同係主査

・市上下水道局事務局

上下水道局長、総務課長、同課長補佐兼契約係長、同課契約係主任、同課同係主査

・市発注所属

環境部環境政策課原子力災害対策係長

農林部農地課長、同課ため池係主任

建設部次長兼建築課長

建設部道路維持課長、同課主任技査兼維持管理係長、同課同係技査

建設部建築課教育営繕係長

・市上下水道局発注所属

下水道整備課長補佐、同課雨水施設係長、同課同係主任

下水道保全課長補佐、同課管路維持係長、同課同係主任

3 議事

(1) 本市又は上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

《建設工事に係る審議概要》

- ・佐野委員長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：財務部次長兼契約検査課長から市資料1-1～1-4（P.1～13）、資料3-1及び3-2（P.77、78）に沿って説明
- ・市上下水道局事務局：総務課長から上下水道局資料1-1～1-4（P.52～57）に沿って説明
- ・佐野委員長が、抽出委員へ建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・抽出委員から、市資料2-1（P.14）、上下水道局資料2-1（P.58）に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市－8：校舎長寿命化改修工事が多い中で契約金額及び落札率が高いため

市－89：最も契約金額が高いため

指名競争入札

市－171：落札率が最も高いため

市－213：有効率が低い一方で落札率が高いため

随意契約

市－268：対象案件が1件のみであるため

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水－46：契約金額が最も高く、落札率が高いため

指名競争入札

水－64：契約金額、落札率、有効率のいずれも高いため

随意契約

水－69：対象案件が1件のみであるため

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

≪各案件に係る質疑応答≫

- ・制限付一般競争入札

市－8 校舎長寿命化改修事業 郡山市立大島小学校校舎内部改修工事（Ⅳ期）

（市資料2－2、P.15）

【吉津委員】

今回Ⅳ期だが、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ期の受注業者は全て違う業者なのか。

【建設部次長兼建築課長】

令和2年完了の第Ⅰ期が株式会社白鳳社、令和3年完了の第Ⅱ期が王子建設株式会社、令和4年完了の第Ⅲ期が村越建設株式会社となっており、今回の第Ⅳ期は王子建設株式会社が受注している。

【伊藤委員】

Ⅰ期からⅣ期は、内容的にはどのような違いがあるのか。

また、工事内容はどの学校でも同じような工事内容なのか。

【建設部次長兼建築課長】

校舎長寿命化計画は、年間4校程度工事しており、その内容としては、仕上げ材、床、壁、天井、家具類を全て撤去し、躯体まであらわにした上で、新しい仕上げ材や壁の塗装、クロスや天井の石膏ボードなど、全ての内装を新しくするものである。

学校の規模によっても違うが、大島小学校はⅣ期、概ね3年から4年かけて全体的に改修していく。

また、P.26に色分けの図面があるが、第Ⅰ期が赤色の北東部分、第Ⅱ期が黄色の北西部分、第Ⅲ期が青色の南西部分を施工しており、今回の第Ⅳ期が緑色の部分を施工している。

【伊藤委員】

この工事を施工すると、どのくらい長寿命化できるのか。

【建設部次長兼建築課長】

現在、30～40年建っている校舎を改修しているが、その倍、80年持たせるために年次計画で長寿命化を進めている。

【吉津委員】

市内に小中学校は何十校とあると思うが、ある程度順繰りに改修がスケジュールリングされ、例えば10年後にはこの学校を施工するといったイメージがあるのか。

【建設部次長兼建築課長】

年次計画は教育委員会が作成しており、次にどの学校をやるという内容は概ね決まっている。

【吉津委員】

特殊な技術を要するものでないなら、入札参加業者が固定化されてしまうのではないかと。もちろん入札なので競争性がある前提になっているが、形式的な競争性だけが確保され、何年かにかけてスケジュールリングされた事業をトータルで眺めた時、同じような業者が落札し続けているといった傾向はないのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

P.15にあるとおり、入札参加業者は9者であった。

当該入札には、P.16の表中⑥で「郡山市内に本店を有する者」、⑦で本市が技術点等を考慮し付している「総合点」が「810点以上の者」と参加要件を付している。

現在、当該要件を満たす業者は26者おり、その中で競争している状況である。

【吉津委員】

ある程度発注時期及び場所を見通せる工事となると、要件を満たす26者の間で何か不審な動きをされる可能性を憂慮したことから質問した。

当該入札を問題視しているわけではない。

【伊藤委員】

実態として、先ほど委員が指摘した可能性は多かれ少なかれあると推察される。

参加要件を満たす26者には、県外業者も含まれるのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

県外業者はいない。

本市では「郡山市公契約条例」を制定しており、市内業者が施工できるものについては、できる限り市内業者が参加できるよう参加要件に入れ込んでいるが、施工できる市内業者が少なく競争性が確保できない、技術的に市内業者では施工が難しいという場合には、市外業者、県外業者まで対象を広げて対応している。

【前田委員】

工事の内容についてはではないが、本庁舎1階に優良工事表彰に関するポスターが掲示されており、学校改修に係る優良工事の事例で、「学校運営に支障をきたさないように施工された」ことが表彰の理由になっていた。

「学校運営に支障をきたさないように」とは、市から学校の長期休業期間中に施工すること等の条件を付して発注しているのか、それとも受注業者が日程等を調整し施工したものなのか。

【建設部次長兼建築課長】

当該工事をⅣ期に分けて施工しているのは、全校舎を一度に工事し、生徒を登校させないというわけにはいかないからである。

また、学校行事等に支障がないよう音の出る工事を夏休み等の長期休業期間中に施工するという発注の仕方をしている。

かつ、議会の議決を要する金額であるため、6月議会を経て、夏休み期間中に解体の音の出る工事をし、その後、段階的に工事を進めていくという工期で発注している。

【伊藤委員】

先ほどの説明だと、類似工事が毎年4件ずつ発注されているということだったが、やはり継続的な工事で、かつ応札業者も大体一緒、工事内容も一緒となると不正や談合が起こりやすい環境であると思われるので、何か工夫できるとより良い。

【財務部次長兼契約検査課長】

業者間の不適切な動きに関し、これまでの参加要件を広げ、他の業者も入れる環境を作ることが不正を防止する方法の一つであると考えている。

今後、過去の受注状況から、そのような傾向があるのか等を調査しながら、御指摘の部分について検討していきたい。

・制限付一般競争入札

市-89 ため池防災・減災事業（宝沢沼）対策工事
（市資料2-3、P.30）

【前田委員】

工事概要に浚渫工、浚渫土量、放流施設工とあるが、添付されている資料などを見ると、放流施設工に関するものがないことから、どのような内容の工事なのかと、それぞれの金額の内訳を、概略でも良いので教えていただきたい。

【農林部農地課長】

浚渫工としては土量が16,000m³あり、放流施設工を1か所施工している。

放流施設工の内容は、宝沢沼の水位を調節するための放流施設及び水を全て抜くための排水施設の改修である。

まず、水位を調節する放流施設だが、現在の放流施設の放流口は非常に小さく、水位の調節に時間を要する構造になっていることから、大雨の予報等があった際に、1日で水位を低くし災害等に備えるという機能を持たせるための緊急排水施設を1か所作るものである。

また、水を全て抜くための古い排水施設一式を改修するというものである。

費用割合は、約7億5,000万円のうち、大部分の7億円が浚渫工であり、残り分が放流施設というような内訳である。

【伊藤委員】

そもそも「浚渫」とはどのような工事なのか。

【農林部農地課長】

「浚渫」とは、池や沼の底に少しずつ溜まっていく泥を除去することをいう。

今回の施工場所は、明健小・中学校の南側に位置し、南北に走っている道路、旧国道須賀川二本松線の西側である。

先ほど説明した放流口は沼の東端にあり、年1回排水し泥を流すといった維持管理を実施してはいるが、上流側は流れづらいということもあり、調査したところ泥が溜まっている状況にあったことから浚渫するものである。

【佐野委員長】

年間何回ほど浚渫をやるのか。

【農林部農地課長】

ここまで大規模な浚渫工事は頻繁にはやっていないが、今回、ため池が持つ農業用の機能及び防災機能を良くするという考えの基で浚渫を行い、貯水量を増やし、機能を活性化するというものである。

【前田委員】

P.31の代表構成員の資格要件についてだが、まず1級土木施工管理技士の資格を有する者、監理技術者資格者証の交付を受けていることとある。

他の工事を見ると、4,500万円以上の下請を発注する場合という注意書き、但し書きがあるが、この工事は下請契約に関わらず監理技術者資格者証を条件付けているということか。

【農林部農地課長】

下請への発注金額が4,500万円以上であれば監理技術者の設置が義務付けられており、その点については建設業法に基づいているが、今回の案件の代表構成員については、下請契約によらず条件付けている。

【前田委員】

それが入札参加申請のハードルになっているのであれば、何らかの問い合わせがあったのであろうが、特に問い合わせがなかったということであれば、市として適切に条件を記載し、説明されているということかと思う。

【伊藤委員】

今の説明だと、浚渫とは泥を掻き出すという作業と理解したが、泥を掻き出すだけであればそこまで難しくない作業に見受けられるが、JVクラスでないとできない工事なのか。

【農林部農地課長】

農業用のため池であり、水を使用しながら作業する必要がある。

沼に船をかけ、その船からポンプで掻き出すような作業方式になっており、船と陸地を管でつなぎ、陸地に持ってきた泥を圧縮し水を抜き取り、残った泥を捨てるという工法になる。

使用する機械も、泥に強い掘削重機など通常使用する建設重機とは異なることから、時間がかかる規模の工事となる。

【伊藤委員】

農業用のため池は全てそのような工法でないといけないのか。

【農林部農地課長】

使用していないため池であれば、全て排水し乾燥させ、機械等が走行可能になってから重機やトラックを搬入するという工法をとれるが、そこまでの時間的余裕がないことと、今回の施工場所が市街地であり、臭いや埃など周りへの影響があること、雨が降ると底が乾燥するまで作業できないことなど施工の条件が制約されることから、今回の工法を採用している。

【伊藤委員】

当該工事を施工できる有資格業者は何者くらいあるのか。

【農林部農地課長】

今回は特殊な工法によるものであり、全国的に見て概ね15者くらいある。

海や河川がある地区で水を専門に工事をしている業者となる。

【吉津委員】

工期が年度をまたぐことが、市の業務ではあまりないと感じていたが、これは契約方法などに特殊性があるのか。

先ほどの大島小学校のように、I期、II期と工事を分割し、年度末を工期として発注しているイメージを持っていたが、1回の発注で年度をまたいでの施工について、何か特殊な手法を使ったのか。

【農林部農地課長】

予算を「継続費」として設定し、議会の承認を得て施工期間を延ばしてる。

通常、年度ごとに予算を編成するが、工事においては内容により工期を2か年又は3か年とすることもあるので、年度をまたぐことができる手続きを取っている。

【吉津委員】

複数年で予算をとれる取り方にし、議会の承認を得て、その予算の範囲内で入札を執行したということか。

【農林部農地課長】

おっしゃるとおりである。

・指名競争入札

市-171 三御堂下双又線 側溝工事
(市資料2-4、P.40)

【前田委員】

指名業者の選定で、A等級85者、B等級83者、C等級16者の中からA等級6者、B等級4者を選定したとあるが、C等級から選定しなかったのは何か事情があるのか。

【建設部道路維持課長】

地域性や資格者、手持ちの工事量などを考慮した結果、C等級から選定しなかったということである。

A B C全ての等級から最低1者選定しなければならないというわけではない。

【前田委員】

P.41の入札参加業者の、それぞれの等級を教えてください。

【財務部次長兼契約検査課長】

手元に資料がなくわかりかねる。
申し訳ない。

【前田委員】

これまでの実績からすると、色々と検討しA等級何者、B等級何者と選定されるのだろうが、そのような選定方法では、等級格付の意味がなくなってしまうように感じる。

【財務部次長兼契約検査課長】

本市の場合、130万円を超え1,000万円未満の工事について指名競争入札を執行しており、今回の工種は「とび・土工・コンクリート工事」なので、300万円を上限に参加できる等級を変えている。
具体的には300万円以上1,000万円未満はA B C等級が、300万円未満はB C D等級が参加できることとしている。

また、本来A等級がなすべきような金額の工事であったとしても、C等級の業者をより高度な工事に参加させ施工させることが、当該業者の技術力の向上につながるという考え方も踏まえ、複数の等級の業者が参加できるよう選定している。

【前田委員】

下位等級の業者が参加する分には良いが、結果的にA等級の業者だけが受注できるようになってしまうと、B等級C等級の業者の技術力の発展につながらないのではないかと感じ、質問させていただいた。

【財務部次長兼契約検査課長】

今ほどの御意見については、市として参考にさせていただき研究を進めてまいりたい。
なお、落札者の等級を確認したところB等級であった。

【佐野委員長】

落札率が99.94%と非常に高い。

標準的な内容の工事で、応札業者全てが大体同じような金額になった結果であればよいが、資料を拝見すると最低制限価格未満が4者、予定価格超過が4者、1社が無効、残った業者1者が落札しており、不自然な印象を受けるが、なぜこのような状況が起きたのか。合理的に説明できるのであればお願いしたい。

【財務部次長兼契約検査課長】

御指摘のとおり、10者中最低制限価格未満が4者、予定価格超過が4者、1者無効という中で、残る1者が有効な金額の範囲内であり、当該業者が予定価格に非常に近い応札金額であった。

なぜこのような状況になったのかについて合理的な説明を申し上げることは難しいが、本年4月から8月までの5か月間で、とび・土工・コンクリート工事を87件発注しており、その平均落札率は90.07%となっている。

その中で最も高い落札率であったのが本案件の99.94%であり、非常に高い数値となっているが、合理的な理由については結果としてこのような状況になってしまったとしか言えない。

【佐野委員長】

落札率90%が高いかどうかの判断は難しいところではあるが、このような工事の落札率が90何%を超えて比較的高めになっているとすると、最低制限価格未満や予定価格超過という応札が出てくることに違和感を覚える。

標準的で絞られている価格帯のところには収斂していくのであればそれでよいが、非常に高い落札率で、落札者以外の応札者が超過と未満に分かれるような状況となると、落札しないように応札したのではないかという疑いが出てくる可能性もある。

【財務部次長兼契約検査課長】

市としてもこのような類似事例がいくつかあると思われる。

本案件以降の案件にも同様の傾向が見られるのか、類似性や共通性などを検証する必要があるので、今後の研究課題とさせていただく。

【吉津委員】

公正性、透明性が働いてこの結果になったとして、半数近くが最低制限価格未満で、企業として利益も見込んだ上でこの工事をできると積算している結果このような状況だと、そもそも最低制限価格の発想がどうだったのかと考える。

最低制限価格未満の4者が、公正性をもって、最低制限価格制度の趣旨を理解した上で落札者より何十万円も低い金額で施工できるのであれば、納税者感覚としては非常にもったいない公費の支出である。

私が把握している情報では、最低制限価格未満の応札者でも、本当に施工できるのかを検証し、その結果施工可能な業者なのであればそのまま当該業者へ発注する制度もあるようである。

偶然1者だけ未満で応札したというのであれば理解できるが、4者がある程度利益を見込んだ金額で応札したが、未満で落札できなかったという状況になると制度設計がどうなのか。

制度の構築性という点は難しいかもしれないが、土木工事となると億単位のお金が飛び交うので何十万円を小さく感じるが、素朴に考えると実は非常に大きい金額である。

電気代やガソリン代が上がると敏感に反応するが、何億円の中の何十万円だと仕方がないとなってしまふ、大きな金額になると感覚が麻痺してしまふ。

【財務部次長兼契約検査課長】

委員がおっしゃられた制度は「低入札価格調査制度」というものであり、地方自治法にも明記されている制度であり、本市が採用している制度は、同様に地方自治法に規定されている「最低制限価格制度」である。

いずれの制度も、低価格で受注したことにより工事の品質や従業員の給与、企業の持続可能な発展といった点に非常に問題があることから、ダンピング防止、公共工事の品質確保という観点で創設されたものである。

双方一長一短があり一部導入していない自治体もあるが、多くの自治体ではいずれかの制度を導入している。

「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」と「公共工事の品質確保に関する法律」この2つの法律に基づくガイドラインにも「地方公共団体においてはダンピング防止のためにいずれかの制度を採用するように」と明記されており、本市では最低制限価格制度を採用しているところである。

委員から御指摘いただいた点は、制度上どうしても発生してくる不具合であるが、一方で、低入札価格調査制度にも別の点でデメリットもあることから、各制度の利点や不具合などを十分検討させていただきたい。

また、低入札価格調査制度を導入するとなると、事務量がかなり多くなるということもあるため、限られたマンパワーの中でどこまでできるのかを踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたい。

【伊藤委員】

現行の制度の中で、最低制限価格を決定する率というのはランダムではなく何らかの合理的な理由により決定しているのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

国では最低制限価格を使用していないが、低入札価格調査制度の中で最低制限価格と同様の算定式を採用している。

本市では国の制度にのっとり最低制限価格を設定しており、具体的には、直接工事費の97%、共通仮設費、現場管理費の90%、一般管理費の68%で算出された額に、一定範囲で調整を加えて決定している。

また、令和3年度からこの率を上げたが、なかなか周知されず、最低制限価格を下回った入札が多かったということも、以前、本委員会において報告させていただいたところであるが、最低制限価格の算定式については公表している。

【伊藤委員】

応札者は最低制限価格を割と正確に算出できるということか。

【財務部次長兼契約検査課長】

設計金額、予定価格に対して率を乗じて最低制限価格を算出するので、応札者が設計金額を正確に捕捉できれば最低制限価格も捕捉できる。

【伊藤委員】

ある程度正確に算出できるが最低制限価格未満の金額で入札しているということになる。お互い落札する気がない中で、1者のみが落札したとなるとあまり良くない。

【吉津委員】

予定価格も最低制限価格も想定できているが、この金額での入札をしたというように私も思ってしまった。

【佐野委員長】

落札する気がないと読み取れてしまう。

【前田委員】

P.41には側溝工の記載しかないが、舗装も入っているような図面になっている。

想像だが、側溝工事が得意な業者と舗装工事が得意な業者があり、もしかしたら最低制限価格未満の4者は舗装が得意な業者で、舗装の率で算出してしまったためにこのような結果になってしまったということも考えられる。

【伊藤委員】

落札する気がなかったというのであれば、競争が働かなかったということになる。
また、間違っただけで算出したとしたら、業者の算定力が上がるとなるとお話しである。

・ 指名競争入札

市-213 郡山市立郡山第六中学校屋内運動場トイレ改修工事
(市資料2-5、P.44)

【伊藤委員】

辞退者が多いが、理由は何か？

【財務部次長兼契約検査課長】

4者とも「技術者の確保が難しい」という理由であった。

【前田委員】

例えば、辞退した業者4者がA等級5者のうち4者だとすれば、おそらくA等級はこの金額では採算が合わないため辞退するといったことも背景にあるのかもしれないことから、本来、A等級とB等級、C等級を選定範囲とし、そこから指名業者を選定することが良いのか、今後御検討いただく必要があると思う。

【吉津委員】

委員の等級に関する御指摘について、私も「なるほど」と思い拝聴していた。
今後、資料作成時に、業者名のほか各業者の等級も盛り込んでどうか。

【財務部次長兼契約検査課長】

各業者の等級については公表しているため、今後そのように対応させていただく。

【伊藤委員】

制限付一般競争入札で執行した案件にも学校のトイレ改修工事があるようだが、この案件が指名競争入札であるのはどのような基準の違いなのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

本市の場合、予定価格が1,000万円未満の工事については指名競争入札で執行しており、1,000万円以上の工事については制限付一般競争入札で執行している。
本工事については、予定価格が記載のとおりであるため、指名競争入札で執行したということである。

【伊藤委員】

結局、指名をしても当該工事を受注する気になってくれないということを鑑みると、制限付一般競争入札にすれば、受注する気のある業者が集まるといった話にはならないのか。

【建設部次長兼建築課長】

トイレ改修工事については、当該案件の他に同時期に3件発注している。
この場合、相当数の業者を指名しなければならないが、各業者の業務量、どの程度民間の工事を請け負っており技術者が不足しているかを市では把握していないので、このような事態は起こりうる。

【伊藤委員】

市が指名しても受注してもらえないか不明確なのであれば、そもそも指名競争入札で発注しない方が良いのではないかと発想にはならないのか。
制限付一般競争入札であれば、余力がある業者が手を挙げるができると思う。

【建設部次長兼建築課長】

本市の基準からすると10者は指名しなければならない。

【伊藤委員】

基準を見直せばよいのではという議論であり、見直せばその問題は解決できるのではないか。

【建設部次長兼建築課長】

市として業者が民間を含めどれだけの工事を受注しているのかわからないので、どの業者を指名すればよいのか判別が難しい。

受注できるかできないかは入札してみないとわからない。

【財務部次長兼契約検査課長】

本市発注の工事をどれだけ受注しているかは当然把握しており、手持ち工事の制限というものもあるが、民間事業者から工事をどれだけ受注しているかについては、なかなか把握しきれない。

【伊藤委員】

制限付一般競争入札にすれば、当該案件を受注できる業者が入札に参加できるということではないか。

【財務部次長兼契約検査課長】

原理原則で言えば全て一般競争入札で執行できれば一番良いが、その場合「公告」という手続きが入るので、指名競争入札と比較してより期間を要する。

業者側にも労力がかかることもあるが、本市では、制限付一般競争入札とする金額を、ここ10年で2,000万円からずっと基準を下げ、現在の1,000万円以上とした。

できるだけ指名競争入札ではなく制限付一般競争入札で執行するという考えのもと入札執行をしているので、今後、金額の基準を落とすことが可能かを検討していく。

また、県では一時期、制限付一般競争入札を原則として指名競争入札をやらなくなった。

ところがやはり、それによって様々な問題が起こってしまったことから、令和2年度から指名競争入札を復活させたという状況もあるので、我々としても十分検討、研究していきたい。

・ 随意契約

市-268 長沼水路 道路維持（土砂浚渫）工事（その2）

（市資料2-6、P.47）

【前田委員】

P.51にパイプの堆積具合を示した図があるが、緊急工事①の6月16、17日、緊急工事②の19日と今回の工事の工期とは何か関係があるのか。

【建設部道路維持課長】

まず、緊急工事①については130万円以下でこの期間で施工し通水した。

しかし、19日に再度管が詰まり、P.51の上流の方にある家の浄化槽等に影響が出て使えないような状況になったことから、急遽、今回の随意契約による工事を発注したというものである。

【前田委員】

土砂が溜まりやすい環境にあるのなら、その土砂を防ぐ取水柵をどこかに設けるといった対策の方が良いかと思う。

【建設部道路維持課長】

実際の工事としては、国道288号線で管理は県になる。

本市担当の工事は水を流すための処理をするが、県が管理する管自体が破損しており、道路からの土砂が溜まるような状況になっていたというのが今回の本市工事の結果判明した。

管の工事自体は管理者として県が施工している。

【吉津委員】

2者に声をかけて安い方の業者をお願いする見積合せはしないのか。

【建設部道路維持課長】

施工可能な業者をお願いした。

【吉津委員】

どのような判断基準でその業者へお願いしたのか。

【建設部道路維持課長】

当該工事を受注できる業者は数者いるが、その日のうちにすぐ現場に駆けつけて処理ができる業者ということで、何者か声をかけた際に手を挙げてくれたのが当該業者しかいなかったということである。

【伊藤委員】

随意契約の理由に「現場の状況に精通し」とあるが、ここで施工したことがあるのか。

【建設部道路維持課長】

1回目に施工したのがこの業者である。

【伊藤委員】

1回目は随意契約ではなかったのか。

【建設部道路維持課長】

130万円以下の随意契約で発注したが、本委員会で審議する対象案件は130万円を超える工事であるため、リストからは除かれている。

【佐野委員長】

1回目の業者に2回目もお願いするという事は合理的だと思うが、随意契約理由の中にその旨が触れられていない。

説明を聞いてはじめてわかるとなると、ある意味この随意契約理由自体がテンプレートとなっており、「迅速性」や「精通し」など、一定の型に当てはめて書いているという印象を受ける。

毎回詳細に書くことを求めているわけではないが、このテンプレートに当てはめれば随意契約可能といったように感じる。

・制限付一般競争入札

水-46 149号雨水幹線公共下水道築造工事 第2工区
(水資料2-2、P.59)

【伊藤委員】

新しい管を布設するという工事が。

【下水道整備課長補佐】

本工事の概要だが、「郡山市上下水道ビジョン」に基づき、集中豪雨等により浸水被害が発生するおそれがある地区を中心に、計画的に雨水幹線等の整備を実施しており、その一環として、P.69の位置図にある水色部分が冠水被害のあった場所である。

芳賀池、芳賀小学校があるので、その周辺の浸水軽減を目的に「149号雨水幹線」を新たに設置し、雨水をまとめて流せるようにする本工事を発注した。

【前田委員】

令和4年度分として施工したのは、今回受注した業者ではない業者か。

【下水道整備課長補佐】

市内の別業者が施工した。

【伊藤委員】

P.69の表にある「R7年度以降」は別発注になるということか。

【下水道整備課長補佐】

P.69の黄色い部分を令和4年度に発注し、去年竣工した。

引き続きその先の下流から上流側に向かって進んでいく工事を施工しており、それが終わればピンクの部分へ順次進めていくものである。

【佐野委員長】

大体何年くらいの計画なのか。

【下水道整備課長補佐】

延長が長いことから、現時点で明確に何年というのは言えないが、令和10年以降も引き続き施工する予定である。

【吉津委員】

今回は2か年度に亘っての工事を1回で発注しているが、例えば延長158mを年度単位で70mや80mに区切って発注しにくいということか。

【下水道整備課長補佐】

2か年度分を1回で発注することにより、進捗率が上がるということもある。

また、今回の場合だと立地条件というものもあり、近隣店舗の側面を進んでいくため、店舗の営業に支障のない範囲を考慮し、この延長を施工することとしたが、当該延長だと単年度での竣工が困難であることから2か年度の工事となり、結果的に継続費で対応した。

【吉津委員】

先ほどの浚渫工事は3月末で区切りよく竣工しにくいことから、2か年度で施工するという認識でいたが、本件は単純に延長で切れる工事であることから、年度単位で区切って入札を執行していった方がある程度透明性や公正性、競争性が増すと思ひ質問させていただいた。

工事費がスケールメリットで安くなるということがあるのであれば、逆に分断せずに2か年度連続で施工した方が安く済むという発想にもつながってくるが、その辺の考え方はどうか。

【下水道整備課長補佐】

今回の工事にはもう一点ポイントがあり、今回の管路を入れるにあたり、その上を現在使用中の污水管が入っている。

その污水管の接続関係の一連の作業もあり、単年度で区切れない延長になってしまったというところもある。

【吉津委員】

原則的な市の考え方は年度単位の発注だが、例外的な場合に2か年度に亘る工事を1回で発注するという理解でよいか。

【下水道整備課長補佐】

基本的には単年度会計で施工するのが原則である。

【伊藤委員】

当該地区には既に污水管が入っていて、今回はゲリラ豪雨的なものに対応する雨水だけの管を設置するということか。

【下水道整備課長補佐】

おっしゃるとおりである。

【伊藤委員】

1年でこれくらいしか進まないとなると途方もない工事に感じる。

【下水道整備課長補佐】

当該工事区間は、かなり延長が長い。

【伊藤委員】

かなりの金額がかかるが、この方法しかないものか。

【佐野委員長】

スケールメリットに関連するが、学校のように休みの時しかできない工事は難しいとして、期間を通して施工できる工事については、あまり小分けして発注するよりも複数年度でまとめて発注した方が、コストが低く済むのではないかと思える。

そのようなコスト的な部分は、単年度でも複数年でもあまり変わらないのか。

【下水道整備課長補佐】

諸経費などを見ると、2件に分けて発注した方が、コストがかかる。

・指名競争入札

水-64 排水樋門計測機器設置工事
(水資料2-3、P.70)

【伊藤委員】

この案件に関しては、類似した工事を高い落札率で同じ業者が落札している。
同一箇所での施工など、何か考えられる事情があるのか。

【下水道保全課長補佐】

施工場所が同じである。

【伊藤委員】

たまたま同じ場所で施工される類似工事があり、2件とも同じ業者が落札したということか。

【下水道保全課長補佐】

ざっくりばらんに言えばそういうことである。

【伊藤委員】

設置した機械に何らかの特殊性はあるのか。

【下水道保全課長補佐】

今回の工事は、メーカーが作った面速式流量計を現地に設置するといった内容である。
それに付随して、電源を引くなどといった土木的な工事もあるが、特に専門性が必要という
ものではない。

・随意契約

水-69 公共汚水柵撤去工事(その1)
(水資料2-4、P.73)

【前田委員】

当該工事は、この業者が施工している別工事への増工ということか。

【下水道保全課長補佐】

おっしゃるとおりである。

【前田委員】

これまで上下水道局で色々と随意契約をされたと思うが、今回は同じ局発注だから併せて契約できることから随意契約にするという理由であるが、下水道保全課発注工事に関連する別途工事になるので増工というかたちをとったのか。

【下水道保全課長補佐】

会計上の話になるが、当該案件は公共汚水柵撤去工事ということで、既存の公共汚水柵を撤去するものであり、先ほどお話にあった前の工事は「修繕」であった。

会計上は別物という取り扱いになるため、別発注したものである。

【前田委員】

予算の種類で工事を別途発注しなければならないというのは非効率的だと感じる。

【佐野委員長】

このような場合、大体随意契約がセットになるという理解でよいか。

【下水道保全課長補佐】

同一工事区間内だと、当然、本復旧という部分もあることから、やはり同一業者で施工した方が、効率が良いということである。

≪除染業務委託に係る審議概要≫

- ・佐野委員長が、抽出委員へ除染業務委託に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・抽出委員から、**資料4-1** (P.79) に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○除染業務委託

制限付一般競争入札

除-2：契約金額は低いが、除染業務としては落札率が高く応札業者が少ないため

- ・当該案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

≪各案件に係る質疑応答≫

- ・制限付一般競争入札

除-2 郡山市除去土壌等搬出作業等業務委託 (R5-住宅追加分その3)

(市資料4-2、P.80)

【伊藤委員】

金額が低いのはなぜか。

【環境部環境政策課原子力災害対策係長】

現在発注している案件は、何らかの事情により令和元年8月までに搬出が困難なもののうち、交渉が整い発注可能となったものである。

そのために件数が7件、39㎡という小規模な業務内容となった。

【前田委員】

除去土壌搬出業務委託はなぜ「業務委託」なのかと考えた場合に、「業務委託」の方が、例えば間接費率が安く経済的に施工できるといった、何か理由があるのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

当初から工事ではなく「業務委託」として実施しているが、工事として取り扱った場合に、非常に発注数が多かった中を迅速に対応して行く際に、スピード的に有利だったと考えられる。

【伊藤委員】

除染業務委託はまだまだ続くのか。

【環境部環境政策課原子力災害対策係長】

現在、搬出困難案件は市内312箇所残っている。

現行の法律の中では、県内の除去土壌については全て中間貯蔵施設へ輸送するとなっていることから、地権者との交渉が終わり次第順次発注していくが、まだ続くと考えている。

(2) 指名停止措置状況について **資料5**

《審議概要》

- ・佐野委員長が、事務局へ説明を求めた。
- ・市事務局：財務部次長兼契約検査課長から**資料5** (P.90) 及び**資料5【補足説明資料】** (P.91～96) に沿って説明
- ・当該案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

《案件に係る質疑応答》

【伊藤委員】

案件2は、1年以上欠格要件に該当している事実を市が捕捉できなかったということか。

交通事故で刑が確定したが、その後の建設業許可申請において「欠格要件該当なし」として提出し、どこかでそれに気づいたという話なのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

当該案件については、そもそも県が令和5年5月16日に処分をしたということを受けて、本市では同月31日に入札資格の取消しを行ったということである。

【伊藤委員】

県が1年少々気づけなかったということか。

不正提出をし、そのまま許可を取得し、発覚するまでの間、建設業許可はそのまま許可された状態にあったが、それを県がどこかのタイミングで気づいたということか。

【財務部次長兼契約検査課長】

おっしゃるとおりである。

【伊藤委員】

そのような状況を捕捉する術はないのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

県が措置した入札参加資格の取消し等については、各自治体へ情報提供され、本市が措置した者についても県へ情報提供しており、情報共有している。

【前田委員】

案件6の補足説明資料の4に、要綱に定める期間に関して記載されており、その期間が「当該認定をした日から1か月以上9か月以内」とあるが、3の処分年月日が令和5年7月21日、指名停止措置期間が8月24日から開始されている。

この認定をした日とは処分をした日と別物で、あくまで市が認定をした日がベースとなるということか。

【財務部次長兼契約検査課長】

おっしゃるとおりであり、8月24日に市が認定をした。

(3) その他

＜審議概要＞

- ・佐野委員長が、各委員へ意見等があるか確認するが、特になし。

4 その他

- ・市事務局：財務部次長兼契約検査課長から令和6年1月31日にて現委員の任期満了になる旨の説明があった。

5 閉会